

# 消防庁からの情報提供

## アウトライン

1. 救急業務の現況
2. 平成27年度 救急業務のあり方検討会
  - 平成27年度検討会報告書概要
  - 報告書を受けた消防庁の対応
3. トピック
  - 熊本地震における消防機関の対応



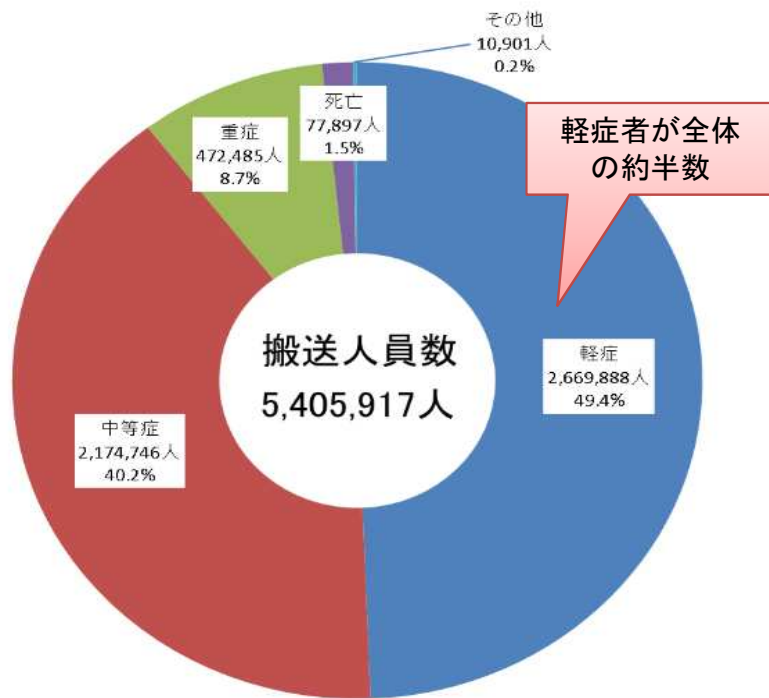
消防庁 救急企画室

# 救急業務の現況

# 【救急搬送の現状 ①】

- 平成26年中における救急自動車により医療機関に搬送された傷病者の状況は、軽症者が半数を占めている。
- 年齢区分別の搬送人員の状況では、高齢者が増加傾向にある。

○傷病程度別搬送人員の状況



○年齢区分別の傷病程度別搬送人員の状況

年齢区分 程度	年齢区分					合計
	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	
死亡	69 (0.5)	470 (0.2)	304 (0.1)	14,016 (0.7)	63,038 (2.1)	77,897 (1.5)
重症	1,938 (14.4)	4,406 (1.7)	4,507 (2.3)	115,535 (6.0)	346,099 (11.5)	472,485 (8.7)
中等症	9,771 (72.5)	54,947 (21.3)	46,249 (23.2)	621,883 (32.2)	1,441,896 (48.0)	2,174,746 (40.2)
軽症	1,627 (12.1)	196,776 (76.3)	147,662 (74.1)	1,177,331 (60.9)	1,146,492 (38.2)	2,669,888 (49.4)
その他	76 (0.5)	1,210 (0.5)	672 (0.3)	4,511 (0.2)	4,432 (0.2)	10,901 (0.2)
合計	13,481 (100.0)	257,809 (100.0)	199,394 (100.0)	1,933,276 (100.0)	3,001,957 (100.0)	5,405,917 (100.0)

56%

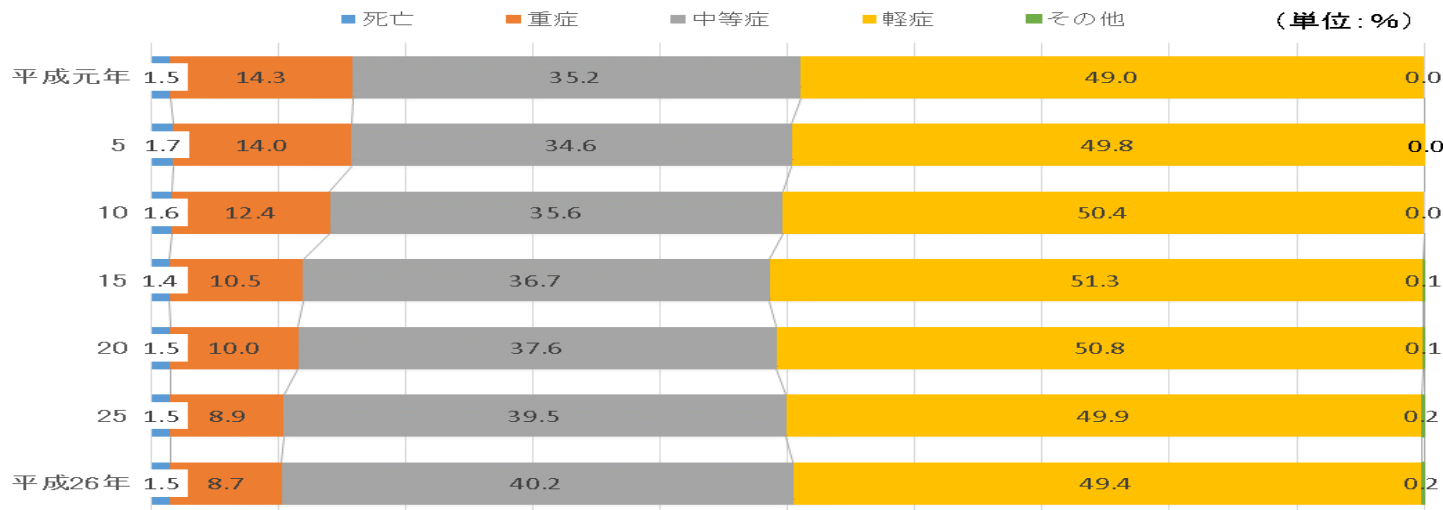
(注) ( )内は年齢区分別の構成比(単位:%)を示す。

※傷病程度は、初診時における医師の診断に基づき、分類した。

- (1) 死亡とは、初診時において死亡が確認されたものをいう。
- (2) 重症とは、傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上をいう。
- (3) 中等症とは、傷病程度が重症または軽症以外のものをいう。
- (4) 軽症とは、傷病程度が入院加療を必要としないものをいう。
- (5) その他とは、医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、並びにその他の場所に搬送したものをいう。

## 【救急搬送の現状 ②】

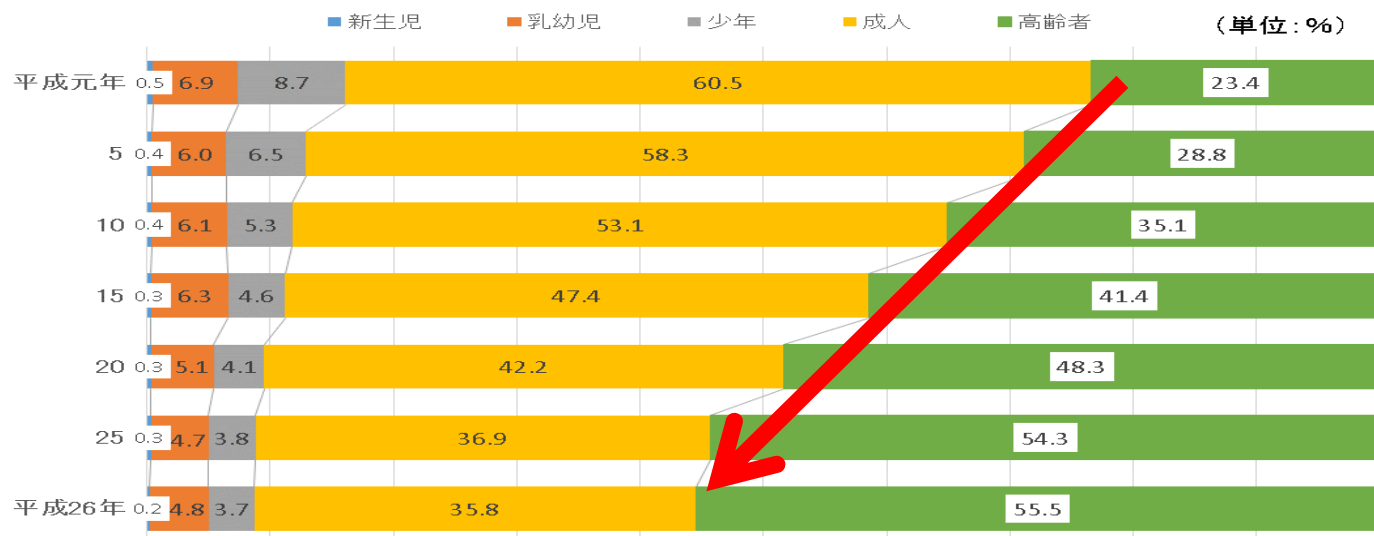
### 傷病程度別搬送人員構成比の推移



軽症の割合

⇒ 25年間ほぼ一定

### 年齢区分別搬送人員構成比率の推移

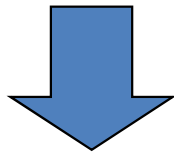


高齢者の割合

⇒ 25年間で2倍以上

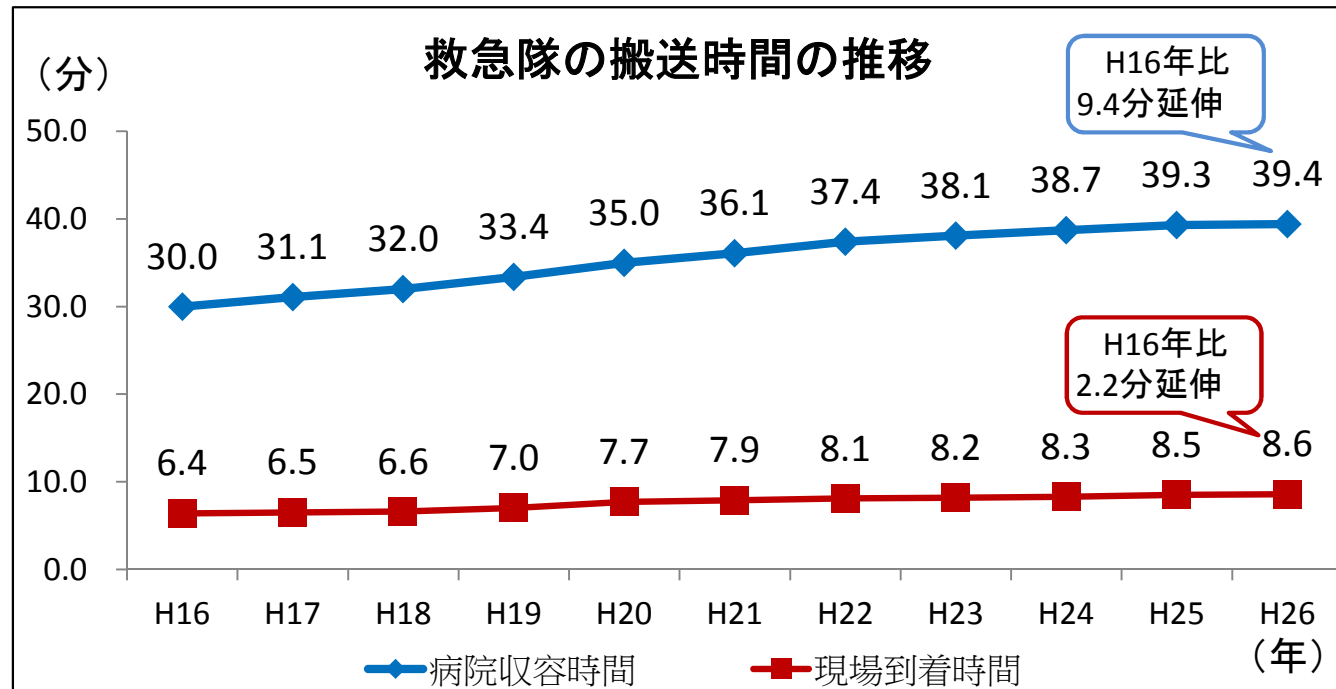
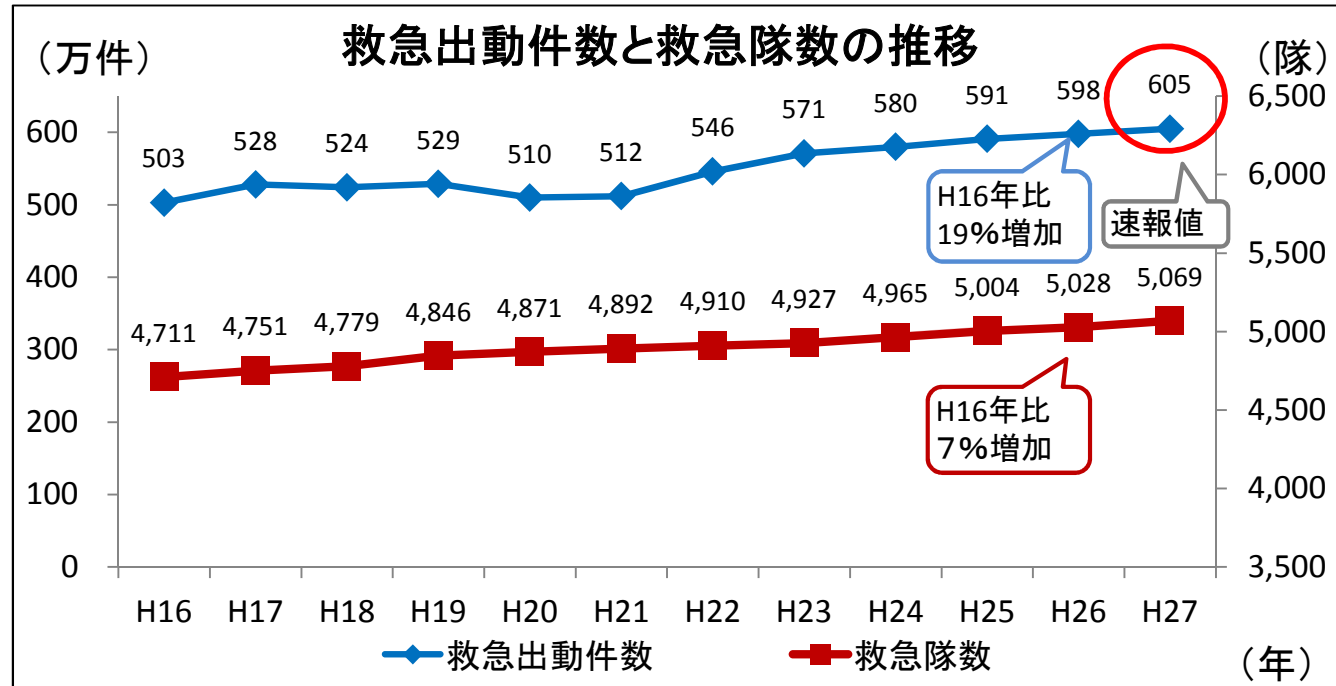
# 救急需要の増大

○ 平成27年中の救急出動件数は速報値で約605万件と過去最多を更新  
確定値の平成26年を10年前と比較すると、10年間で約19%増加する一方、救急隊数は約7%の増加にとどまる。

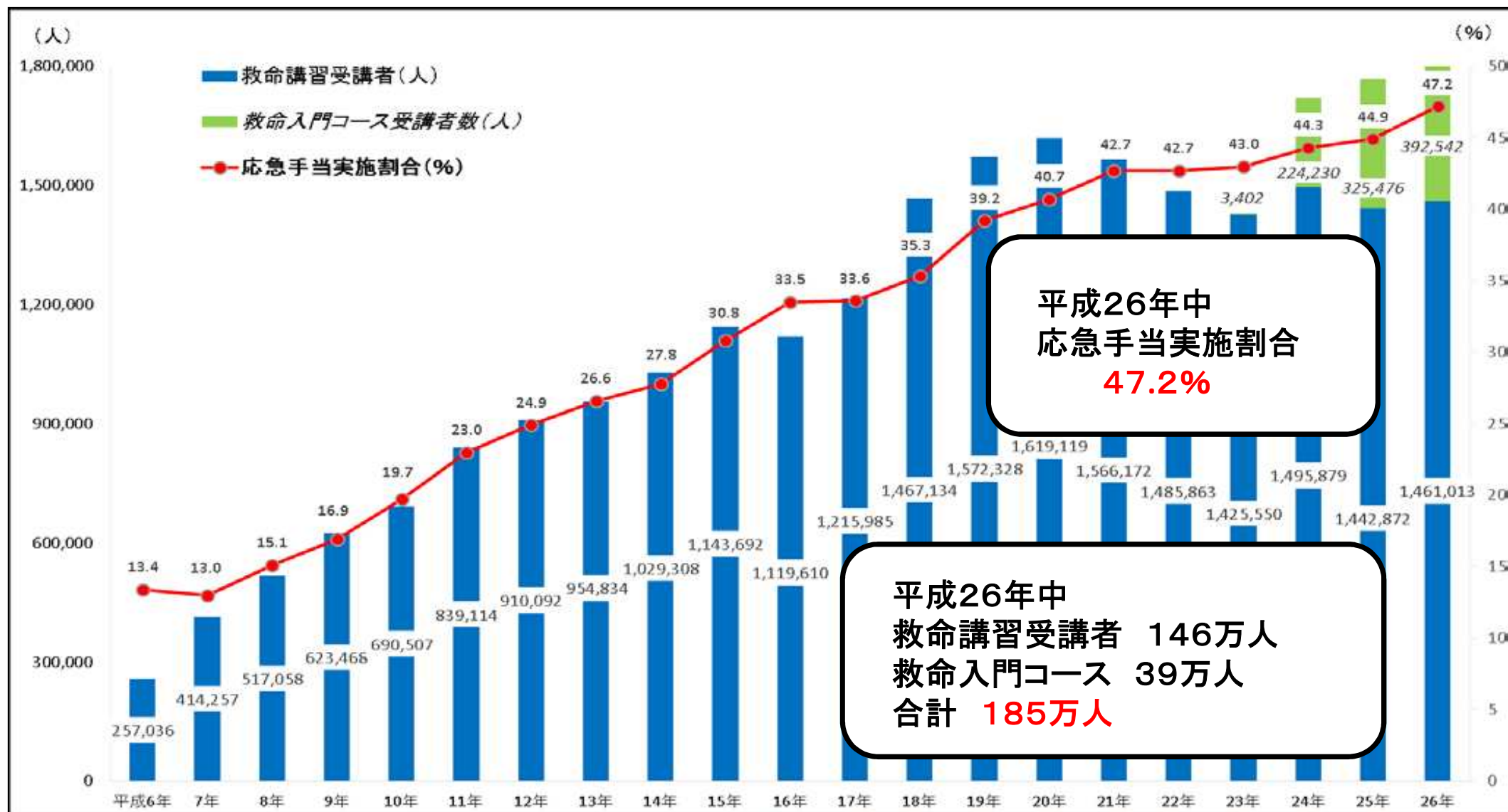


○ 平成26年中の病院収容までの時間は、全国平均で39.4分(前年39.3分)となっており、過去最長となった。

○ 平成26年中の救急車の現場到着時間は8.6分で、10年間で2.2分延伸している。

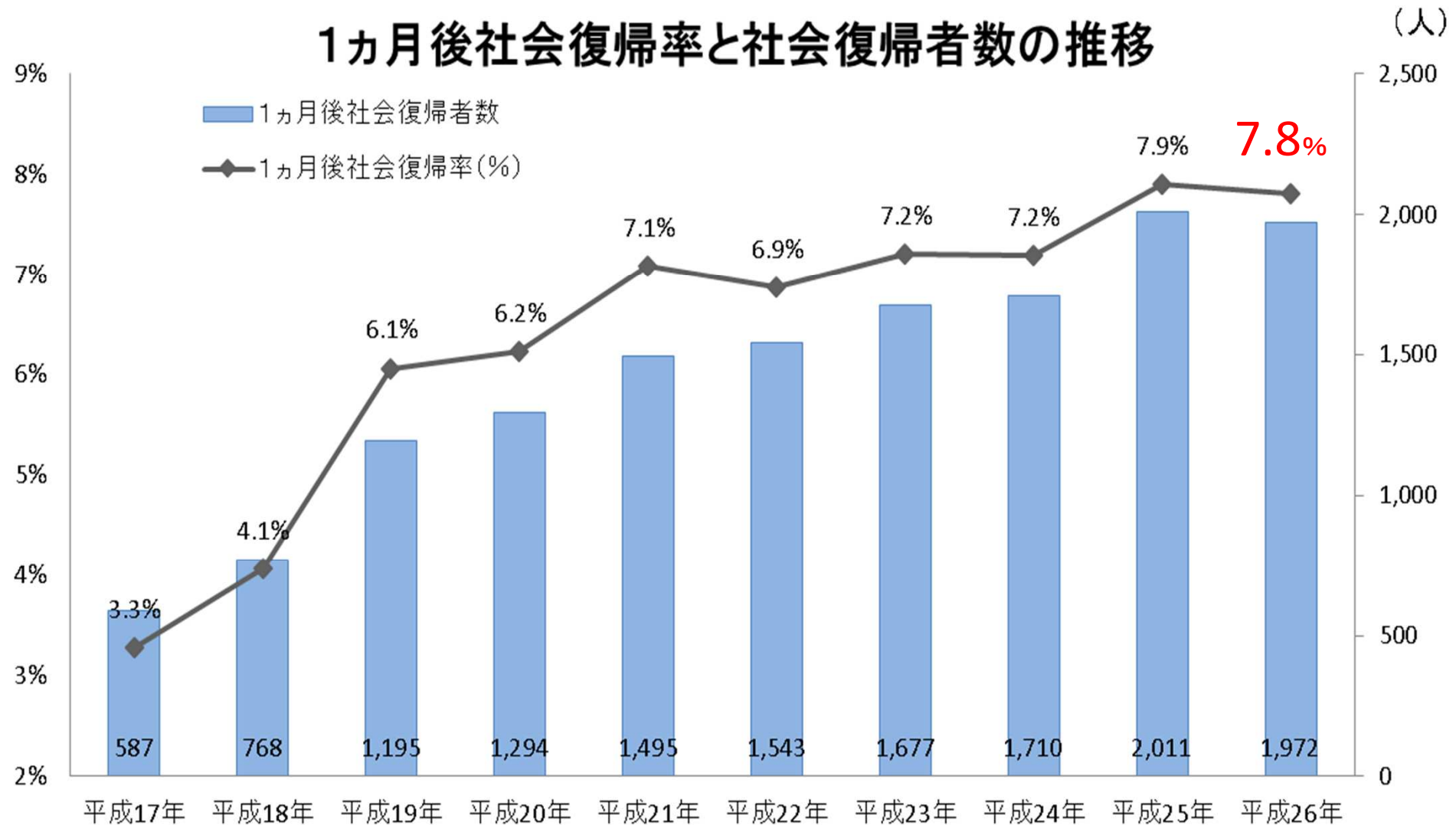


# 応急手当講習受講者と応急手当実施割合の推移



応急手当講習受講者、応急手当実施割合をともに増加させ救命率を高めるには、受講対象者を拡大するとともに、受講しやすい環境を整備することが重要(e-ラーニングの活用、救命入門コース等)

# 1ヵ月後社会復帰者数および率の推移 (一般市民が目撃+心原性)



# 平成27年度救急業務のあり方に 関する検討会



# 平成27年度 救急業務のあり方に関する検討会報告書概要①

- ① 社会資源の有効活用の視点から、消防機関外の資源の活用を推進するとともに、関係機関との連携を強化する。

## I 消防機関以外の救急救命士の活用

- 活用場面としては、地域包括ケアシステムを担う多職種連携の中での日常的な見守りや病院救急車への同乗等が期待される。また、大規模施設・大規模イベント等での活用も考えられる。
- 今後、活用するに当たっては、医師のコントロールの下での質の担保等、基本的な体制を確保するとともに、在宅医療等の場面を含む様々な場面での活用の効果を幅広く議論していくことが必要である。

## II 救急車の適正利用の推進

- 頻回利用者対策 ⇒ 福祉的な対応が必要な事例も多く、市町村の福祉部局等、関係者とのより緊密な連携を図る。
- 転院搬送の適正化 ⇒ 国において転院搬送ガイドラインを策定し、各都道府県、各地域において、医療関係者も含め適正利用に向けた合意形成を図る。
- 消防救急車以外の搬送資源の活用 ⇒ 患者等搬送事業者や病院救急車等を緊急性のない傷病者の移動や転院搬送等に積極的に活用する。

※ 救急業務の一部有料化については、消防本部から、様々な懸念事項が挙げられた。仮に一部有料化を導入しようとする際には、多くの課題について、国民的な議論の下で検討し、コンセンサスを得る必要がある、引き続き慎重な議論が必要。まずは、救急電話相談事業の普及や転院搬送の適正化などの救急車の適正利用の推進等、直ちに取り組むべき対策を実施すべき。

## III 緊急度判定体系の普及(WG設置)

- 救急電話相談事業(#7119)の全国展開に向け、都道府県に対し、先行事例の施策効果や、補助制度について情報提供を行うことにより、検討の開始を促す。検討に当たっては、医療関係者等も含めた関係者との合意形成が重要である。
- 救急受診ガイド、リーフレットについては、更に普及を促進する。  
Web版、スマホ版の救急受診ガイドについては、先進的な取組の普及を促進する。

## 平成27年度 救急業務のあり方に関する検討会報告書概要②

② 消防機関内部で救急業務の質の向上に向けた取組を推進し、適切なサービスを提供する。

### IV 個別事案の分析による、搬送時間延伸の要因の解決

- 搬送時間が延伸する場合は、消防だけでは対応できない福祉的な対応が必要な傷病者であることが多い。消防は、日頃から福祉担当部局や医療関係者等との「顔の見える関係」を構築しておくことが必要である。

### V 救急業務に携わる職員の教育(WG設置)

- 「指導救命士の養成に係るテキスト」の完成。
- 今後、指導救命士が果たす役割の明確化、指導救命士による救命士の教育を推進し、救急救命士の質の確保を図る。

### VI JRC蘇生ガイドラインの改訂への対応、救急隊の編成基準の見直しに伴う応急処置の範囲等の検討(WG設置)

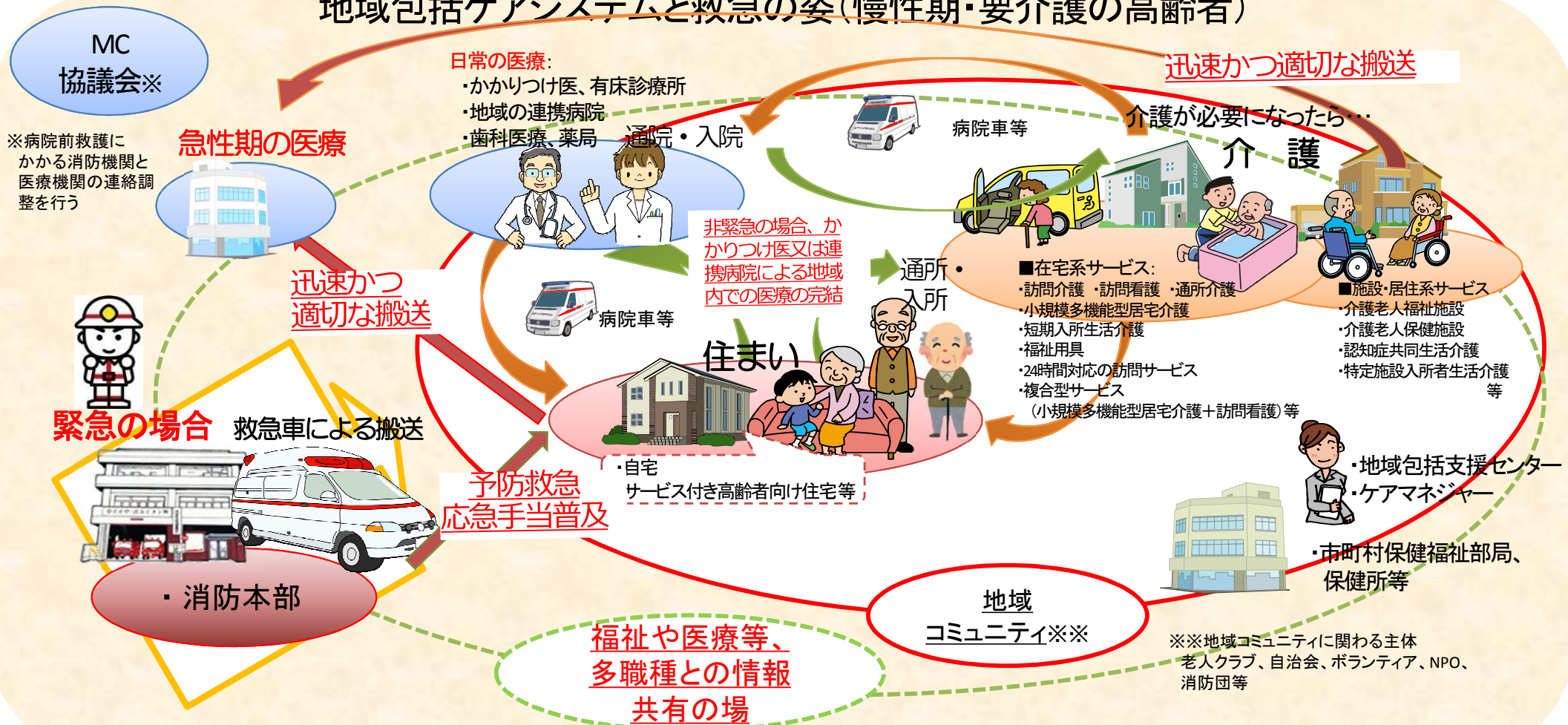
- JRC蘇生ガイドラインの改訂に伴い、消防機関が市民向けに行う応急手当の講習内容について見直し。
- 救急隊の編成基準の緩和については、消防職員以外の者が、現場において、救急隊3名のうちの1人として役割分担して行う必要がある処置等(担架搬送、救命処置の連携等)、現場に先着した場合に、救急車が到着するまでの間に1人で緊急に行う必要がある処置等を選定、そのために必要な教育訓練を実施する。

### VII 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への対応

- 多言語対応は、先進事例等を参考にしつつ、各消防本部で地域の实情に応じて検討する。
- 災害や熱中症などによる多数傷病者発生に対しては、消防だけでなく医療や行政関係者間で事前に十分な準備が必要。

○ 慢性期の方は、日常的に地域包括支援センター・ケアマネジャー・民生委員等、地域の福祉や在宅医療に支えられていることが多く、それらと消防機関が連携して情報共有に取り組むことで、福祉に従事する者に対して救急車をどのような場合に利用すべきかに関する理解を深めてもらい、医師の診療が必要な場合でもできる限り地域のかかりつけ医で完結させることで在宅療養に戻りやすくする。介護施設等に入居している高齢者についても、可能な限り提携病院を含めた地域の中で完結させることが望ましい。緊急度から判断して救急搬送の必要が生じた場合には迅速な病院選定につながり、消防機関は地域包括ケアシステムにおいて重要な役割を果たす。

地域包括ケアシステムと救急の姿(慢性期・要介護の高齢者)



○ 地域包括ケアシステムを担う関係者間のマネジメントが重要

# 平成27年度 救急業務のあり方検討会報告書を受けた対応

## 報告内容

## 対応

救急電話相談事業  
(#7119)の  
普及推進

事業の実施には、地域の医療関係者なども含めた幅広い合意が必要であり、相当程度時間がかかるため、早期に都道府県の検討開始を促す通知を発出。(平成28年3月31日消防救第32号)

### 【通知内容】

- ✓ 事業実施要件の明確化
- ✓ 財政措置、施策効果の周知
- ✓ 事業の説明、関係者間の合意形成のための職員の派遣等、あらゆる支援を実施。

転院搬送における  
救急車の適正利用  
の推進

医療機関も含めた関係者間で合意形成を図り、地域ごとにルールを策定することが必要。厚生労働省と連携して通知を発出し、地域ごとのルール策定を促進。

(平成28年3月31日消防救34号・医政発0331第48号 消防庁次長・厚生労働省医政局長連名通知)

### 【通知内容】

- ✓ 国が策定する転院搬送の適正化に係るガイドライン  
(緊急性等の要件を満たし、他に搬送手段がない等)
- ✓ 地域の合意形成方法

救急隊の編成  
基準の緩和  
(地方分権改革の  
提案募集関連)

- ・必要な政省令の改正作業を実施
- ・円滑な導入に向け、教育実施機関との調整、消防本部との運用方法についての調整を実施

救急業務に携わる  
職員の教育

- ・「指導救命士の養成に係るテキスト」(平成27年11月完成)を活用した指導救命士の積極的な養成
- ・指導救命士の認定促進に向け、都道府県に対し、働きかける通知を発出。  
(平成28年3月31日消防救第39号)

JRC蘇生ガイドライン  
の改訂への対応

- 救急隊員の行う心肺蘇生法を改正 (平成28年4月25日消防救第35号)
- 口頭指導に関する実施基準を改正 (平成28年4月25日消防救第36号)
- 消防機関が住民向けに行う、応急手当の講習内容を定めた要綱を改正  
(平成28年4月25日消防救第37号)

「平成27年度救急業務のあり方に関する検討会」において、救急安心センター事業については、救急車の適正利用の推進の観点及び緊急度判定体系の普及の観点から、その普及を推進していくことが極めて有効であると報告がなされたことを受けて、以下の普及推進の通知を発出。

※救急電話相談事業(#7119)は、H28.4.1現在、東京都、大阪府、奈良県、田辺市、札幌市、横浜市の6地域で実施。

### 救急安心センター事業(#7119)の更なる取組の推進について(通知) (平成28年3月31日消防救第32号)

- ・救急安心センター事業を実施していない都道府県消防防災主管部局においては、救急電話相談サービスの導入について、管内消防本部(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。)の意向を踏まえつつ、衛生主管部局及び医療関係者等との合意形成を図るなど、導入に向け積極的に取組むこと
- ・合意形成における関係者間との調整には、一定の時間を要すると考えられるため、できる限り速やかに検討を開始すること

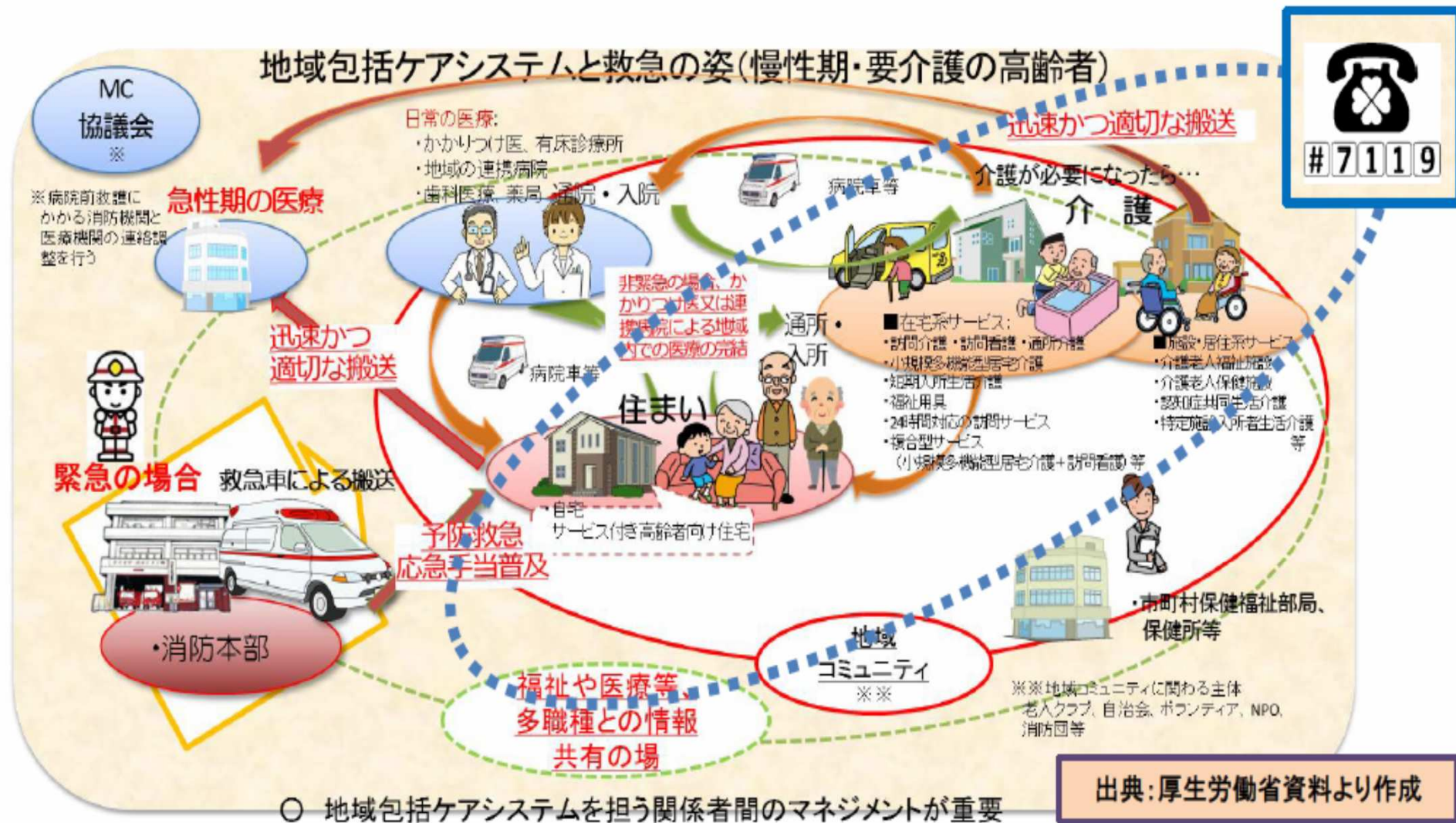
#### 1 共通の短縮ダイヤル「#7119」の使用要件

- ・実施地域の単位(規模)については、原則都道府県単位であるが、区域内に政令指定都市が存在する都道府県、面積が広大な都道府県等、都道府県単位による実施が困難な場合は、区域内の一部の市町村において実施することも可とする。
- ・相談窓口は、原則として24時間365日であるが、地域の医療機関等との連携、民間事業者への委託等、地域の実情に応じた適切な体制の整備により、実質的に24時間365日、相談を受け付けることができる体制を整えていること。等

#### 2 地方公共団体への財政的支援

- ・新規立ち上げ時には、消防防災施設整備費補助金の積極的な活用を検討すること。
- ・住民からの救急相談に対応する職員の配置等の経費については、普通交付税措置(市町村分・消防費・常備消防費・救急業務費、「救急相談事業等」7,533千円(標準団体)、平成27年度)が講じられていることに留意すること。等

# 地域包括ケアシステムと救急の姿



● 地域包括ケア時代の1つのリソースとして電話相談事業が有効である。

## 救急車の適正利用の推進について

### 転院搬送における救急車の適正利用

転院搬送については、全救急出動件数の1割弱を占め、全体の救急搬送件数に与える影響が大きく、平成27年6月に全国消防長会から以下の通り要望があった。

- 1 全国の医療機関に対して、転院搬送について、緊急性の乏しい患者の利用を避ける等救急車を適正利用する事を徹底させること。
- 2 全国の地域医療支援病院に対して、「救急用又は患者輸送用自動車」の有効活用する事を徹底させること。



「平成27年度救急業務のあり方に関する検討会」から、消防庁と厚生労働省が連携して転院搬送における救急車の適正利用に係るガイドラインを作成し、各地域においては、当該ガイドラインを参考にしつつ、消防機関、医療機関等関係者間で合意の上、救急業務として転院搬送を行う場合についてのルールを定めることが有効であるとの報告を受け、通知を発出した。

### 転院搬送における救急車の適正利用の推進について(通知)

平成28年3月31日消防救第34号・医政発0331第48号  
(消防庁次長・厚生労働省医政局長連名通知)

- ・各都道府県においては、転院搬送における救急車の適正利用の推進に向け、関係機関と協議の上、各地域におけるルール化に向けた合意形成を支援
- ・各地域においては、都道府県の支援を受け、ガイドラインを参考にしつつ、地域の実情に応じ、ルール化に向けた合意形成のための取組を積極的に行う

#### 《転院搬送における救急車の適正利用に係るガイドライン》の概要

- ・消防機関が救急業務として行う転院搬送は、原則として①緊急に処置が必要であり、②専門医療が必要な傷病者等であつて、他の搬送手段が活用できないと判断される場合に実施する。
- ・地域の実情に応じて、原則として医師又は看護師が同乗することや医療機関が転院搬送依頼書を提出すること等についてもルール化しておくことが望ましい。

「平成27年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」の提言を受け、消防庁から各都道府県に対し、指導救命士の認定者数の拡大に向けた取組を促す通知を发出。

### 指導救命士の認定者数の拡大に向けた取組について(通知) (平成28年3月31日消防救第39号)

#### 《取り組むべき方策について》

○都道府県メディカルコントロール協議会⇒指導救命士の認定を開始していない都道府県メディカルコントロール協議会においては、消防学校や都道府県メディカルコントロール圏域等での講師など、都道府県をひとつの単位とした指導救命士が果たすべき役割を検討するとともに、速やかに認定開始に向けた検討を行うこと。  
既に指導救命士の認定を開始している都道府県メディカルコントロール協議会において、指導救命士の役割が決定されていない場合には、要綱等に明文化すること等により、その役割を決定すること。

○消防本部⇒指導救命士が配置されていない消防本部においては、地域の実情を踏まえた上で、消防本部内における指導救命士の位置づけや救急隊員に対する教育や助言、研修会等の企画・運営などといった指導救命士が果たすべき役割について、検討すること。  
既に指導救命士を配置している消防本部において、消防本部内における指導救命士の位置づけや役割が決定されていない場合には、要綱等に明文化すること等により、その位置づけや役割を決定すること。なお、指導救命士の果たすべき役割については、指針で示された役割例を参考に地域の事情に応じて判断されたい。

#### 《テキストの積極的な活用について》

○指導救命士の養成を行っている又は今後行う予定の教育機関においては、テキストの積極的な活用を図られたい。  
また、テキストに含まれている100時限以外の教育内容を追加する場合には、その教育内容について、地域の実情を踏まえ各教育機関において検討されたい。



# 熊本地震における消防機関の対応

# 熊本地震における消防機関の主な活動内容

## 地元消防本部の活動

【熊本県】（5月10日 9時00分現在）

消防本部	火災件数	救助件数	救助者数	救急件数	救急搬送者数
熊本市消防局	9	116	124	1,169	1,097
山鹿市消防本部	0	0	0	7	7
人吉下球磨消防組合消防本部	0	0	0	3	3
上益城消防組合消防本部	1	16	9	110	115
八代広域行政事務組合消防本部	2	3	6	82	78
阿蘇広域行政事務組合消防本部	1	26	62	61	47
有明広域行政事務組合消防本部	0	0	0	27	22
水俣芦北広域 行政事務組合消防本部	0	0	0	1	1
宇城広域連合消防本部	1	9	5	138	129
菊池広域連合消防本部	2	7	2	129	117
天草広域連合消防本部	0	0	0	1	1
合計	16	177	208	1,728	1,617

【大分県】（5月6日 17時00分現在）

消防本部	火災件数	救助件数	救助者数	救急件数	救急搬送者数
大分市消防局	0	0	0	3	2
別府市消防本部	0	6	13	29	27
竹田市消防本部	0	0	0	3	3
宇佐市消防本部	0	0	0	2	2
由布市消防本部	0	0	0	7	7
日田玖珠広域消防本部	0	0	0	1	3
合計	0	6	13	45	44

## 緊急消防援助隊の活動

救助者数 86名（うち、ヘリによる救助者数35名）  
 救急搬送者数 388名（うち、ヘリによる救急搬送者数46名）

4月27日16時現在

# 熊本地震における消防庁の対応

## 現地への職員の派遣

- 熊本県、熊本市、阿蘇市、南阿蘇村に消防庁職員9名を派遣し、現地での情報収集等を実施

## 消防研究センターによる調査

- 「石油コンビナートの液状化など危険物施設等の損傷被害に関する調査」を実施

## 支援物資の調達

- 熊本県から要望のあった毛布、簡易トイレ、ビニールシートを自治体から調達

## 事務連絡の発出

- 救急救命士の特定行為の取扱いについて、各都道府県を通じて周知
- 消防本部や消防団が避難者に対し、エコノミークラス症候群防止に関する注意喚起とその予防方法の積極的な情報提供について協力を行うよう、各都道府県を通じて周知
- 消防本部や消防団が被災住民、ボランティア等に対し、熱中症に関する注意喚起とその予防方法の積極的な情報提供について協力を行うよう、熊本県・大分県を通じて周知